

Walk Together

ウォーク・トゥギャザー

たはら男女共同参画ニュース

～共に考え・共に歩もう～

田原市男女共同参画のシンボルマーク▶

▶企画課 ☎23-3507



「性の多様性」について考える



最近、テレビやSNSなどで「LGBTQ+」という言葉を目にするようになりました。近年、性のあり方は、「男性」と「女性」の2つに限定されるものではなく、次の4つの要素から構成されるという認識が広がっています。

【性のあり方を構成する4つの要素】

- ①からだの性…身体の特徴から判断される性
- ②こころの性(性自認)…自分の性をどのように感じるか
- ③好きになる性(性的指向)…どの性を恋愛の対象とするか
- ④表現する性…言葉遣いや振る舞い、服装などで表現したい性



【LGBTQ+】性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す総称の一つ

- Lesbian(レズビアン)…こころの性が女性で、恋愛対象が女性の人
- Gay(ゲイ)…こころの性が男性で、恋愛対象が男性の人
- Bisexual(バイセクシュアル)…異性も同性も好きになる人
- Transgender(トランスジェンダー)…からだの性とこころの性が一致しない人
- Questioning(クエスチョニング)…こころの性や好きになる性が男性・女性か決めていない・分からない人
- + (プラス) …他の多様な性のあり方
- 【プラスの例】アセクシャル…他者に性的興味を持たない人、パンセクシュアル…好きになる相手の性を限定しない人

4つの要素の組み合わせはさまざま、性のあり方は多様であるため、すべてを「LGBTQ+」という言葉でくくることはできません。自分の性のあり方は、多様な性のあり方の一つとして捉えておくことが大切です。

田原市パートナーシップ制度を導入!

パートナーシップ制度とは、一方または双方が性的少数者である2人が、人生のパートナーであることを市長に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認める制度です。本市も、「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指して、令和4年4月にパートナーシップ制度を導入しました。



◀市HP

【宣誓することができる方】

- ①成年に達していること
- ②田原市民であること、または転入を予定していること
- ③配偶者がいないこと(結婚していないこと)
- ④宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者でないこと

【宣誓で可能になること】

- ・市営住宅への入居
- ・花束(アニバーサリーフラワー)の受け取り
- ※民間サービスの中には、受領証を提示することで、一定の範囲で家族と同等の取り扱いが行われることがあります。(例:携帯電話の家族割、生命保険受取人の適用など)

東三河5市でパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結しました。この連携協定により、7月1日から豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市のいずれかのパートナーシップ宣誓制度を利用している方が、東三河5市間で転出入する際にパートナーシップ宣誓制度の手続きの一部を簡素化できるようになりました。



▲締結式で協定を結んだ東三河5市の市長